

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2148)

第2回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成23年6月24日(金)に、国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第2回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成23年6月24日(金) 国立がん研究センター第2会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 久道 茂(監事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、事務長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1班長、契約班長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成23年度に、平成19年度を平成22年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成23年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 第1回契約監視委員会(4月19日)に指示のあった事項について、以下により確認した。

- ・ 契約事務取扱細則第4条5項における四半期毎の支払額報告がなされていない。
→別添資料を次回の契約審査委員会へ提出いただく。また、資料に表示された業者名について確認する為、次回、契約書と請求書を提示すること。
- ・ 同第42条1項におけるホームページへの公表をすること。
→6月20日に掲載予定。
- ・ 契約審査委員会運営要綱第3条2項の「毎月2回程度開催」との規定について
→「審議事項発生の都度」に改正予定。
- ・ 契約審査委員会(以下、「委員会」という)での審議状況についての改善について
 - a. 契約の入口である委員会において、審議をより重点的に実施すること。
→契約方法の妥当性も含め事前に充分審査をしているのであれば、これを確認する為、次回にその事前資料を、企画公募型、各競争入札別に具体例を提示されたい。
 - b. 委員会議事録にその審議内容を明確に記録しておくこと
→今回の議事録を見ても、まだ充分ではないので、審議の経過、質疑の詳細を入れて整理すること。
- ・ 予定価格の公表など平成22年度随意契約の妥当性の改善について
→6月20日に掲載予定。
- ・ 平成22年度1者応札の妥当性について
→今後、予定価格を更に厳格に設定し、それにより一層価格を下げる努力をすること。
- ・ 「随意契約の指針」の作成について
→総務省の例を参考にして早期に作成すること。

2) 平成23年度における随意契約の妥当性について

- ・ 事前提出資料により、平成23年度随意契約件数延べ46件について確認した。
- ・ この資料では、契約期間、契約内容等が前年度と異なっている例が多く、これだけでは判定ができない。次回の資料からは前年度との違い等を「備考覧」を設け明記されたい。
- ・ N○1、3、4の各契約については、再度、内容を精査のうえ、次回に回答をいただく。
- ・ N○7の 22年度23,100→23年度37,779千円となった理由も、次回に回答いただく。
- ・ IBM契約の保守契約を手掛けているが、23年度で、どのくらい改善できたか。
→6本で9千万円の圧縮となった。今後もしっかり進めていく予定。
- ・ N○19、29、44も契約金額が増加した理由を、次回に説明いただく。

3) 平成23年度における1社応札の妥当性について

- ・ 事前提出資料により、平成23年度随意契約件数延べ35件について確認した。
- ・ 独法となり、5年間の保守も含めた購入契約が可能であるので、よく金額を精査した上で、

契約方法を検討されたい。また、複数社が入札できるように作ることが必要である。

・複数年契約のメリットは何か。

→地盤固めができ、業務全体が連携できること。また、単年度毎に見直しができるよう契約上に謳ってあるので、契約金額の変更が可能である。

→次回に、幾つかの契約実例を提示いただく。

4) 平成 23 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・事前提出資料により、第 1 回契約監視委員会以降の契約審査委員会 2 回分の審議リスト延べ 33 件について確認した。
- ・委員会は契約の事前審査をしているだけで、契約後の結果が委員会にフィードバックされていないので、今後は実施すること。
- ・例えば 4 年間の契約の場合は、4 年後でなければ我々の意見が反映されないことになるので、どこかで中間報告を行いフォローすること。
- ・この契約監視委員会で提示された指導事項は、契約審査委員会へ報告し改善していただく。また、改善後の結果を契約審査委員会へ報告することが望ましい。

5) その他

契約監視委員会からの依頼事項

- ・今回提出いただいた、随意契約及び 1 者応札の各リストについては、前年度との相違点を備考覧に記載し、第 3 回契約監視委員会（10月頃）に再提出いただく。

以 上